

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

			資料番号	9	担当課	農産園芸課
法令名	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律	根拠条項	9-2	不利益処分の種類	米穀事業者に対する勧告に係る措置命令	
<p>○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (抄) (平成21年4月24日号外法律第26号)</p> <p>第9条 主務大臣は、米穀事業者が前条第1項の規定を遵守していないと認めるときは、当該米穀事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。</p> <p><u>2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた米穀事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該米穀事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> <p>第11条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係る事項については、財務大臣とする。</p> <p>一 第9条第1項の規定による勧告、同条第2項の規定による命令並びに前条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査（第4条、第8条又は第9条の規定を施行するために行うものに限る。）に関する事項 内閣総理大臣及び農林水産大臣</p> <p>二 (略)</p> <p>2 第9条第1項及び前条第1項の規定による主務大臣の権限は、前項本文（第1号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、内閣総理大臣又は農林水産大臣がそれぞれ単独で行使することを妨げない。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 内閣総理大臣は、この法律に規定する権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。</p> <p>9、10 (略)</p> <p>11 <u>この法律に規定する農林水産大臣の権限及び第8項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。</u></p> <p>○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令 (抄) (平成21年11月5日政令第261号)</p> <p>第7条 <u>法に規定する農林水産大臣の権限及び法第11条第8項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。ただし、第3号及び第4号に掲げる事務（米穀事業者であって、その主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるもの（以下「地域米穀事業者」という。）が行う米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るもの）については、法の目的を達成するため特に必要があると認める場合におけるものに限る。）については、消費者庁長官又は農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。</u></p> <p>一 法第9条第1項の規定による勧告（地域米穀事業者に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県の知事</p> <p>二 <u>法第9条第1項の規定による前号に定める都道府県知事の勧告に係る同条第2項の規定による命令（地域米穀事業者に関するものに限る。）に関する事務 当該都道府県知事</u></p> <p>三、四 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>						